

第3号議案 平成21年度活動方針

平成21年度活動方針

(平成21年11月1日から平成22年10月31日まで)

特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

【基本方針】

特定非営利活動法人トラ・ゾウ保護基金（JTEF）の事業は、トラ保護基金が任意団体であった期間、トラ保護基金およびゾウ保護基金が NPO 法人野生生物保全論研究会のプロジェクトであった期間を通じて10年以上におよぶ活動を承継するものです。一方、トラをはじめとする野生生物の危機がますます高まっていることを受け、設立趣旨では次のように述べられています。

「ここからさらに飛躍して、一步抜け出したレベルの保全を実現していくためには、保全プログラムの質を高めつつ、支援を継続的なものとし、さらに可能な範囲でその規模を拡大していく必要があります。そのためには、私たち人間が野生生物の世界に対してとるべき態度を再確認しつつ、生息地保全に取り組む現地の人々との固い信頼関係に基づいた支援のあり方を確立すること、保護基金に対する寄付者のニーズと満足とに真剣に向き合うこと、それらを実現するために一丸となる組織内外の体制作りをすることにこれまでの何倍もの精力を傾ける必要があります。」

平成21年度は2期目にあたりますが、平成20年度（平成21年10月20日～10月31日）が活動の準備期間であった関係上、独立した NPO としては実質的に活動をスタートする年度となります。

他方、平成21年度に JTEF を取り巻く外部環境としては次の点が特筆されます。

- ・ 2010年が寅年であり（トラ保護基金は、1998年の寅年を控えた1997年に誕生した）、国内外でトラの保全をめぐる会議・イベントが多数展開されること
- ・ 2010年10月に名古屋で第10回生物多様性条約締約国会議が開催されること
- ・ 2010年3月にカタール（ドーハ）で第15回ワシントン条約締約国会議が開催されること

平成21年度においては、このような外部環境を念頭に置きながら、設立趣旨で述べられたことを具体化すべく、次に掲げる目標のもとに行動計画を実施していきます。

【目標と行動計画】

1 生息地における野生生物保全活動に対する支援事業

目標 1.1：中央インド（ヴィダルバ）トラ保全プロジェクトおよび北東インド（カルビ・アングロン）ゾウ保全プロジェクトに対する支援が、それぞれ2008-2010年の3カ年事業として、2010年末に達成すべき明確な目標設定が行われ、それに沿った実施が確保されている。

行動計画 1.1.1

支援先担当者とのコミュニケーションを深め、担当者間の信頼関係を強化する。
それによって、生息地支援プログラム実施のために必要十分な情報を適時に入

手、重要生息地にかかわる事業か否か、事業計画の内容がトラおよびその生息地を保全する効果をあげるものか否か、計画通りに事業が実施されるか否か等を適時的確に判断する。

行動計画 1.1.2

年1回の現地視察を実施する。

行動計画 1.1.3

専門家アドバイザー、専門化理事、組織外の人的ネットワークからの情報収集および調査研究によって得られた、パートナーである支援先以外の情報源からの情報に基づき、生息地支援プログラムの検証を行う。

目標 1.2：北東インド（カルビ・アングロン）における2010年度以降のトラ保全プロジェクト立案の見通しが明らかにされている。

行動計画 1.2.1

北東インド（カルビ・アングロン）トラ調査プロジェクト実施の結果に基づき、保全プロジェクト立案の可能性をパートナーである支援先とともに検討する。

目標 1.3：ケニアにおいて、効果的で将来の継続性が期待できるアフリカゾウ密猟防止プロジェクトが立案され、実施されている。

行動計画 1.3.1

パートナーである支援先とともに、保全効果、資金の確実な執行、それらの検証方法が担保でき、しかも可能な限り継続性を見込める生息地支援プログラムを立案し、試行的に実施する。

目標 1.4：アムールトラ・アムールヒョウに関する生息地支援プロジェクトの現時点における見通しが立っている。

行動計画 1.4.1

2009年度から2010年度にかけて現地調査を実施し、その結果に基づき継続的支援あるいは緊急支援の現時点における適否を検討する。

目標 1.5：トラ、ゾウの生息地に関して、必要に応じ、適時的確な緊急支援が行なわれている。

行動計画 1.5.1

パートナーである支援先、専門家アドバイザーおよびその他の組織外ネットワークを通して情報を収集し、緊急支援対象プロジェクトを把握、必要性の判断、支援の仕方を検討する。

目標 1.6：イリオモテヤマネコの重要生息地保全のための調査・継続的なモニタリングの将来的あり方がとりまとめられている。

行動計画 1.6.1

2009年度中にとりまとめられる調査結果をもとに、その後の重要生息地保全のための調査・継続的なモニタリングのあり方をパートナーである支援先とともに検討する。

目標 1.7：生息地支援実施結果のフィードバックにより、有効かつ競合相手との明確な差別性のある生息地支援方式を確立されている。

行動計画 1.7.1

支援事業の結果をフィードバックし、生息地支援ガイドラインを策定する。

目標 1.8：野生生物保全にかかわる内外の関係機関、キー・パーソン、マスメディアとのコミュニケーション・ネットワークが拡大・緊密化している。

行動計画 1.8.1

トラ・ゾウ・イリオモテヤマネコの保全活動、生物多様性条約第10回締約国会議に向けた調査提言活動、野生生物犯罪に関する調査提言活動を通じて、Species Survival Network (SSN)、生物多様性条約市民ネットワーク (CBD 市民ネット) 生物多様性関連法整備作業部会のネットワーク等を活用し、内外の関係機関、キー・パーソン、マスメディアと交流・情報交換・協力をする。

2 野生生物に対する脅威の生息地外における除去事業

目標 2.1：日本国内の象牙需要が活性化しない。

行動計画 2.1.1

2009年の象牙輸入による国内象牙市場への影響を調査・検討する。

行動計画 2.1.2

印章の主な販促時期と、主要かつキャンペーンの影響が見込める販路を特定し、関係者に対して象牙印鑑販売について検討を求める質問・要請を行う。

行動計画 2.1.3

一般消費者に対し、アフリカゾウ密猟防止プロジェクトの成果とともに、象牙消費の問題点をマスメディアを通じて普及啓発する。

3 チャリティー・イベントの実施事業

目標 3.1 個人による寄付総額・団体賛助会費が1500万円を超える。

行動計画 3.1.1

マーケティング・プランを立案、月次でその成果を評価し、計画的なマーケティングを実施する。

行動計画 3.1.2

柱となるチャリティー・イベントを年4回開催する。

行動計画 3.1.3

柱となるイベントおよびその他の重要度の高いイベントについては、目標を明確にするとともに実行委員会形式をとり、事務局外の協力者がその委員となって、自律的・積極的に運営する。

行動計画 3.1.4

関西でのチャリティー・イベント実施体制を強化し、年2回以上開催する。

4 野生生物保全に関する調査研究事業

目標 4.1：生息地支援関連研究として、トラ・アジアゾウを中心に、保護地域およびコリドールの生態学的機能、生態学的デザイン、それを支える法制度について、国際的に一線級の知見をフォローしている。

行動計画 4.1.1

保護地域およびコリドールの生態学的機能、生態学的デザイン、それを支える法制度について、支援先からの報告、専門家アドバイザーおよびその他の調査研究成果を基にして蓄積する。

目標 4.2：生息地外脅威除去関連研究として、日本の野生生物密輸関連犯罪の実態とその撲滅の課題が整理され、解決策が明らかになっている。

行動計画 4.2.1

野生生物犯罪データベース（JUSTICE）報告書を刊行する。

目標 4.3：種の保存法改正、その他の法整備によって、国内希少種のための生息地保全措置と国際希少種の国内譲渡規制が強化されている。

行動計画 4.3.1

JUSTICE によるデータ分析と法制度の調査研究を基盤に、種の保存法改正に取り組む NGO のネットワークである「生物多様性保全関連法整備作業部会」とも協力して、立法提案を作成、ロビー活動を行う。

5 会報発行事業

目標 5.1：様々な媒体を通して、一定の頻度で活動状況の報告が行われている。

行動計画 5.1.1

トラ、ゾウ保護通信各年 3 回発行（うち 1 回は年次報告書）、イリオモテヤマネコ保護通信年 1 回発行（年次報告書）、ホームページの日常的更新に加えトップページを年 4 回更新、携帯サイトの新設・運用、メールマガジン月 1 回配信、ブログ週 1 回更新を実行する。

6 事務局運営

目標 6.1：スタッフひとりひとりが、ミッションの理解と実践に努め、自律的で責任のある行動をし、互いを信頼し助け合うチームワークが形成されている。

行動計画 6.1.1

ウイークリーミーティング、マンスリーミーティング、半期ごとの 1 日会議を実施し、活動方針、事業計画、収支予算、日常の事務処理決定を効果的、円滑に実施する。

行動計画 6.1.2

寄付者、様々な協力者から見て、活動や運営が見えやすく、参加の実感が得られるよう、最善のコミュニケーションをとるよう努める。

以上